

20歳になったら国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければならないことを知っていますか。

被保険者は3種類

- 第1号被保険者** 20歳以上60歳未満の学生、農業者、自営業者、フリーターなど
- 第2号被保険者** サラリーマン、OLなど(厚生年金や共済組合の加入者)
- 第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続き

20歳になる日の属する月の初旬に中村年金事務所から勧奨用の書類が送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。

後日、年金手帳と納付書が送付されますので、保険料の納付を忘れずをお願いします。

年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は、一生涯にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

平成27年度の保険料額

定額保険料(加入者一律) 月額15,590円

第1号被保険者は、日本年金機構が発行する納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めていただきます。また、預金口座からの口座振替やクレジットカード支払いの方法もあります。

保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が118万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

●若年者納付猶予制度

ほかの年齢層に比べて所得が少ない若年層(学生以外の30歳未満)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や若年者納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200

役場 住民課 内線121

成人式

本年もスポーツセンターで成人式を開催します。

3階の観覧席が自由席となっておりますので、ご家族の皆さんも入場し、お祝いしていただくことができます。

とき 1月10日(日)

受付 午前9時30分～9時50分

式典等 午前10時

ところ スポーツセンター2階メインアリーナ

該当者 町に住民登録のある、平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生された方です。

転出または大学在学等で、現在、町に住民登録がない方も出席できます。当日、受付へお申し出ください。

問合せ先

公民館内社会教育課
☎(443)2671